

令和5年3月22日
一般財団法人 簡易保険加入者協会

かんぽの宿恵那の事業譲渡に伴う「特定宿泊施設利用提携カード」等の取扱いについて

日本郵政株式会社における「かんぽの宿恵那」の事業譲渡（令和5年4月1日から「恵那峡温泉ホテル ゆずり葉」として営業）に伴い、お客さまへお送りしている見舞契約証及び見舞継続証に印字されている「特定宿泊施設利用提携カード」及び「かんぽの宿利用提携カード」は、「恵那峡温泉ホテル ゆずり葉」におきましては令和5年4月1日以降は使用することができなくなりますので、お知らせいたします。